

# 足利義持の伊勢参宮

山田 雄司

## はじめに

『延喜式』卷四伊勢大神宮に「凡王臣以下、不得輒供<sup>三</sup>大神宮幣帛」、其三后皇太子若有<sup>レ</sup>応<sup>レ</sup>供者、臨時奏聞」とあるように、古代より伊勢神宮は私幣禁断の制によつて、天皇以外の者が私に幣帛をささげることが禁じられており、一般庶民はもとより貴族でさえ私的に参詣することはなかつた。また、天皇自らも神宮に赴くことはなく、天皇の名代として、国家的祭祀のために貴族が参詣するだけであつた。

しかし、『太神宮諸雜事記<sup>(1)</sup>』によると、宝亀十年（七七九）八月五日に、太神宮の正殿・東西宝殿および外院殿舎などがすべて焼亡するという事件があつたが、その原因は「宮司広成為<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>私祈禱<sup>一</sup>參<sup>二</sup>拜神宮<sup>一</sup>、及于亥刻<sup>二</sup>退出之間、其炬自然落散出来火也」とあるように、宮司広成が「私祈禱」のために神宮に参拝し、退出すると火が自然と落ちて出火したとしている。これは神の祟りを感じさせ、おそらくは私祈禱を行つたことによる祟りだつたのではないだろうか。表向きは私幣禁断であつても内実は私祈禱が行われていたことがわかる。実際、『皇太神宮儀式帳<sup>(2)</sup>』供奉幣帛本記事に「禁断幣帛、王臣家并庶民之不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>進<sup>一</sup>幣帛<sup>二</sup>、重禁斷」とあるように、重ねて禁断する必要があるほど私幣禁断は守られていなかつたといえる。

平安中期以降になると、律令国家体制の変動により、神宮の経済的基盤も揺らぐようになり、貴族や地方有力者による祈祷依頼や所領の寄進を受け入れるようになつたとされており、例えば『太神宮諸雜事記』安和二年（九六九）には、「伊勢太神宮司等、最是自<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>公家御祈祷<sup>レ</sup>之外、輒不可<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>臣下之祈祷<sup>レ</sup>矣、而如<sup>レ</sup>聞者、彼宮司仲理与<sup>レ</sup>党謀反<sup>レ</sup>、已致<sup>レ</sup>不善之祈<sup>レ</sup>也」のように、安和の変で大宰權帥に左遷させられる源高明の謀反成就のための「不善」の「臣下之祈祷<sup>レ</sup>」を宮司仲理が行つたことを記している。

また、『台記』久安四年（一一四八）七月十七日条には藤原頼長がその養女多子の入内を祈つて太神宮に宝物を送るに際して「是密々事也」といつており、私幣は内密に行うべきものとされていたようである<sup>(3)</sup>。

長寛二年（一一六四）四月二十四日の助教清原頼業勸文<sup>(4)</sup>にも、

天照太神者、諸神之最貴、伊勢両宮更无<sup>レ</sup>抗礼<sup>レ</sup>、天無<sup>二</sup>日<sup>一</sup>地無<sup>二</sup>王<sup>一</sup>之義也、加之神宮者禁<sup>レ</sup>断私幣<sup>レ</sup>、忌<sup>レ</sup>憚仏事<sup>一</sup>、熊野者不<sup>レ</sup>嫌<sup>レ</sup>民庶<sup>一</sup>、容<sup>レ</sup>受縊徒<sup>一</sup>、其風乖違、

とあるように、一般には私幣禁斷として認識されているものの、実際には次第に私幣が行われていたのであつた。しかし、これを単に経済的問題に帰着させるのには無理がある。そもそも私幣禁斷自体が厳密には守られていなかつたのである。

院政期になると、私的な祈祷がたびたび行われ、権宜・権権宜が御祈祷師<sup>レ</sup>御師となつて神と人との仲介を勤めることがになつた。御師の制度は熊野の例が早く、すでに平安後期には活動していることがわかるが、神宮の御師の場合もそれに影響され成立したものと推測されている。鎌倉時代には、源頼朝が祈願のために所領を寄進したり、義経追討のための祈祷を依頼するなど、武士と神宮との関わりが密接になつていつた。

室町時代になり、足利義満をはじめとする足利將軍家、さらには有力守護大名の參宮が行われるようになると、神宮ではそれに対応して、祭主、権宜、権権宜、地下人などが競つて彼らの御師となり、経済的基盤を築いていつた。

こうして私弊禁断の制はなし崩し的に有名無実となり、貴族や武士たちが願文を捧げることが増えていった。しかし、將軍の伊勢参宮は「私的」な面よりもむしろ國家統治上重要であつたからこそ行われたのであつた。国家の宗廟に参詣して祈願を行うことは、日本の統治権を手中に収めることと同じ意味を持つていたのではないだろうか。將軍が伊勢参宮の前にしばしば石清水八幡宮に参詣している背景には、おそらく宗廟に対する祈願という意味があつたものと思われる。

以下においてはこうした問題を解明するための基礎的作業として、足利将軍参宮の具体的様相について、足利義持の場合を取り上げて考察していきたい。

## 一、足利将軍の参宮

足利将軍の参宮は、三代将軍足利義満の明徳四年（一二九三）九月を嚆矢とする。その前の初代将軍足利尊氏は参宮していないが、『賢俊僧正日記<sup>(6)</sup>』貞和二年（一二四六）十月に、尊氏の命を受けて醍醐寺座主三宝院賢俊が神宮に詣でたときのことが記されている。その記事からは、両宮に対して将軍より神馬と大刀が奉納され、法樂を催していることがわかる。尊氏は国家を統治する将軍として、宗廟である伊勢神宮に対して、格別な意識を持つていた。尊氏自身が参宮を企てていたかどうかをうかがうことはできないが、まだ南北朝の動乱期にあり、伊勢まで渡御しようとしてもほとんど不可能であった。

義満は将軍在任期間中の応安元年（一二六八）から応永元年（一二九四）にかけては明徳四年の一回しか参宮していないが、将軍を退いて後、亡くなる応永十五年（一四〇八）までは十五回参宮している。義満は、明徳三年閏十月に南北朝合体に成功し、公武の上に君臨することになり、その威勢を誇示して公卿・殿上人をはじめ、大名・武家衆のすべてを率いて参宮したとされている<sup>(7)</sup>。

義満は明徳元年には、以下の願文を神宮に奉つており、すでに明徳元年には参宮の意図を示していたが、明徳の乱や南北朝講和の問題などを抱えていたため実現しなかつた。<sup>(8)</sup>

立申 皇太神宮所願事

一、四度官幣 不可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>懈怠<sup>一</sup>事、  
一、造役夫工 嚴密可<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>下知<sup>一</sup>事、

一、明年中可<sup>レ</sup>遂<sup>三</sup>参宮<sup>二</sup>事、

右、為<sup>ニ</sup>天下太平、武運長久、子孫繁昌、心中所願成就、以<sup>ニ</sup>代官兼敦<sup>(吉田)<sub>〔敦〕</sub></sup>啓白如<sup>レ</sup>件、  
明徳元年十二月二十五日准<sup>三</sup>后源朝臣義<sup>一</sup><sup>(9)</sup>

豊受太神宮同前ニ候（下略）

これによると、本来は朝廷の職能である役夫工米の賦課権や四度の奉幣使派遣が義満によつて約束されている。義満は天皇の権限を自らが握り、神宮に帰依したのであつた。

義満は神祇・神道に対して消極的・否定的で、軽視していたとされているが、右の願文からすると、必ずしもそうとは言えない。石清水八幡宮・祇園社などに対する天下静謐・凶徒退治の祈祷命令は義満の名で数多く出されているし、鎌倉幕府以来の歴代将軍で初めて伊勢参宮を行つたことは重要な意味を持つ。願文の文言に見られる「心中所願成就」が何を意味していたのかはわからないが、今谷氏の主張する「王權篡奪計画」と大きく関係するのではないだろうか。表向きは私幣禁断であり、天皇からの奉幣のみ許されていた伊勢神宮に征夷大将軍である自らが赴き奉幣することは、天皇の祭祀権をも奪つて手中に收めるという意味があつたと思われる。なお、この点に関しては、また別稿で考えてみたい。

## 二、義持参宮の特徴

義満の跡をついだ第四代将軍足利義持は、応永元年（一三九四）から義量に将軍を譲る応永三十年（一四二三）三月まで将軍の地位にある間に十三回、将軍を辞した後も七回、都合二十回参宮しており、歴代の足利将軍の中でも最も多く参宮している。応永十六年六月をはじめとして、応永二十八年には二月・三月・九月・十一月と年に四回も参宮しており、その規模も大きかった。

参宮の年月は管見の限りでは以下のようである。

応永十六年六月、応永十九年九月、応永二十一年九月、応永二十四年三月、応永二十四年九月、応永二十五年八月、  
応永二十五年九月、応永二十六年九月、応永二十八年二月、応永二十八年三月、応永二十八年九月、応永二十八年  
十一月、応永二十九年九月、応永三十年三月、応永三十年十一月、応永三十一年三月、応永三十一年十二月、応永  
三十三年三月、応永三十三年九月、応永三十四年九月

義持は応永元年に将軍となるが、そのときわずか九歳であり、将軍就任からしばらくは参宮していない。義持の治世期は比較的平穏な政治状況にあり、この「平和」は義持自身のとった政治姿勢と無関係でなく、その政治姿勢の一端を支えていたのが神仏への依存であつたとされている。<sup>10)</sup> 義持は、伊勢神宮・石清水八幡宮・北野社・相国寺・等持寺・三宝院・鹿苑院・等持院・因幡堂などに渡御しているが、その中でも尊氏以来関係の深い北野社には二・五・六月に参籠することがほぼ定例化しており、他の寺社と比べとりわけ抜きんでている。

義持の参宮に関しては、まとまつた記録として、花山院長親が応永二十五年（一四一八）九月、足利義持に従い伊勢神宮に参詣し、翌二十六年春義持の命により一書にまとめ義持に捧げた『耕雲紀行』<sup>11)</sup> や、応永三十年三月の義持と御台栄子の参宮にともなつた広橋兼宣による『義持公参宮記』<sup>12)</sup>、翌三十一年の飛鳥井雅縁による『室町殿伊勢参宮記』<sup>13)</sup>が残

されており、これらから、義持の伊勢参宮の実態について考察したい。

將軍の伊勢参宮において、義持の代に新しくはじまつたのは、病氣平癒の祈願の代参およびその報賽のための参宮と、夫人同伴の参宮であった。<sup>[14]</sup>応永二十七年九月に義持が病気となつたときには、諸社に対し祈祷命令が出されるが、神宮へは御祈祷のため近習三十三人が遣わされた。<sup>[15]</sup>そして病氣が治ると二十余社に馬が寄進され、神宮へは本復の願を果たすため自ら参詣しようとするが、寒中であつたため大名がとどめ、来春参宮することになり、そのかわりとして御台栄子が代参を遂げた。その後、応永二十九年八月、応永三十一年三月など、御台の参宮が見られる。

『看聞日記』応永二十九年九月十八日条では、称光天皇が不許のため、後小松上皇の代官として義持が参宮している。天皇の病氣平癒を願うため将軍が参宮するという興味深い事例である。そして翌年三月には義持が栄子とともに参宮している。

義満のころの参宮は、國家統治という政治的意味を多分に持つていたが、義持のころにはそれが薄れ、個人的祈願のために参宮するというように、参宮の意味づけが変わっていったようである。義持が神仏に対する造詣が深かつたことがこうした変化を促したのであろう。年に数回も参宮することが神宮への信仰の深さを表している。

### 三、参宮の実際—京から伊勢国へ

参宮の際はどのような準備がなされたのだろうか。『義持公参宮記』にその点が詳しい。参宮の日程が決まるとき、御伴する公卿や用意すべき物品調達担当奉行に対して伝奏から奉書が出される。例えば『義持公参宮記』には以下のようないふたつの奉書が書き留められている。

來廿七八両日有<sup>レ</sup>御<sup>一</sup>「參太神宮」、可<sup>下</sup>令<sup>二</sup>「參仕<sup>一</sup>給<sup>上</sup>由、内々被<sup>一</sup>仰<sup>下</sup>候也、恐々謹言、

二月<sup>〔応永三十一年〕</sup>日

兼宣

また、足利將軍參宮の主要な経済的支柱をなしたものとして、沿道の守護・莊園等の接待があり、將軍の政治的権力の低下とそれとともに守護の勢力上昇・沿道農民の成長による抵抗とが沿道の便宜を減少させ、義政以降將軍參宮が少なくなり、最終的には廃止せざるを得なくなつたことが指摘されている。<sup>[16]</sup>

將軍が御所を出立する際には、御所に「御神事札」が立てられた。出立の前には精進屋に入り潔斎を行つた。これは平安時代以来、上皇や貴族が金峯山に詣でたり、熊野詣を行つ際に行われているが、室町將軍の參宮の場合は、簡略化されている。また、道中においては毎朝行水し、身を清める必要があつたことも熊野詣などと共通している。

『満洛准后日記』応永三十年（一四二三）三月二十三日条に、「来廿七日御參宮必定也、仍御旅中間御祈事、聖護院并護持僧中各有「存知」旨以「書状」触遣了」とあるように、將軍の護持僧は、參宮の間の安全を祈つて祈祷を行つた。<sup>[17]</sup>

満洛は將軍のためには不動不斷護摩を、御台のためには愛染供を執り行つてゐる。將軍が還御した際には、祈祷した旨の卷数が進上された。

將軍の參宮が決定すると、神宮側もそれに対し入念な準備が必要となつた。文正元年（一四六六）三月二十日義政夫妻が參宮を行うが、『氏經卿引付』内宮一欄宜荒木田氏經書状は、大松が転倒したことにより第四御門の障泥板が壊れてしまつたため、將軍が御覽になつた場合よろしくないということで、まずは割れたところを合わせて鎧をひとつ打つて直しておくようになると内宮一欄宜から大宮司に宛てた書状である。<sup>[18]</sup>

一、宮中大松顛倒之時、打破第四御門障泥板候、仍以「借殿次」、可被「取替」之由注進了、雖然、御參宮之時、  
公方様御覽不可、然候、先推「合破目」、鎧被打候者、可、然候、早々可被「仰付」候哉、恐々謹言、

壬一月十一日 内宮一欄宜判

謹上 大宮司殿

氏經

また、造替遷宮のときに、瑞垣内に白石を置くことになつてゐるが、今回はまだ行われていないため、將軍参宮の前にしつかり整えておくよう、大宮司宛の内宮一欄宜荒木田氏経書状が出されている。<sup>(19)</sup>

一、造替遷宮毎度、被<sup>レ</sup>置「白石於瑞籬之内」一条、先規候、今度未<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>御沙汰<sup>(20)</sup>候、殊今公方様御参宮之前、嚴密御沙汰候者可<sup>レ</sup>然候、恐々謹言、

三月八日

内宮一欄宜判

謹上

大宮司殿

氏経

内宮の式年遷宮は寛正三年（一四六二）十二月二十七日に行われたが、三年以上たつてもまだ御白石敷きが行われないなど、十五世紀後半には神宮の祭式は退転し、次の内宮正遷宮が行わたのは天正十三年（一五八五）十月であった。將軍が参宮する場合は板輿に乗つて出行した。板輿は屋形と左右両側を白木板で張り、前または前後に簾をかけた軽便な輿で、上皇・公卿・僧侶の遠行用に用いられた。嘉吉元年（一四四一）三月に義教が参宮した際には、輿の四方に簾を掛けた四方輿が用いられている。輿は最上のものが四方輿であった。將軍出行の際は、牛車または輿によつたが、遠方の際は輿が用いられ、参宮の際はすべて輿が用いられた。

同行したのは、公卿、殿上人、騎馬輩、中間男、舍人、馬副、唐笠持、輿舁、人夫、荷物持など、計百人余であった。そしてこのときは祭主大中臣通直とともに参宮した。

以下、義持参宮の様子については、『耕雲紀行』を中心見ていきたい。『耕雲紀行』を著した花山院長親は、内大臣定賢の長子で、後村上・後龜山天皇に奉仕し、『新葉集』を撰定後は諸国を流浪し、両統合体後に出来して洛北妙光寺に入り、応永二年（一三九五）に花山院家の菩提寺である東山の如住院に移つた。その後耕雲庵を構え、その庵号により「耕雲山人」とも称した。応永年間、將軍足利義満の知遇を得、歌道師範として信任され、正長二年（一四二九）に亡くなつてゐる。

長親は今回三度目の参宮で、七十歳を過ぎて脚により起居も叶わないような状態だったが、湯治により癒して何とか参宮できるようになり、「神慮もいまだ捨て給はざりけりと頼もし」と記している。

応永二十五年八月の参宮のときには、二十日寅の刻に京を出発した。「いつも御参詣の時ハ、大名近習已下数千人のかミしもの人数のおほさ」とあるように、将軍参宮の儀式は非常に晴れ晴れしい様子だったようである。

その後、逢坂・大津・栗津を経、このあたりで夜が明け、ほどなく勢多に到着した。以前の参宮の時は大津から八幡まで舟に乗ったが、今回は徒步であった。そして午のはじめころに草津に着き、南近江の守護六角満綱がここで出迎えた。長親は阿弥陀堂で休憩し昼食をとった。申の刻に水口に着くが、ここでは京極高数が出迎えた。このときの北近江守護は持高であり、高数が守護となるのは永享十一年である。持高は幼年であったため、後見人で叔父の高数が対応した。応永三十年三月の参宮の際も京極高数が出迎え、酒肴をふるまつている。そこから前野を通り、近江と伊勢の境である鈴鹿山を越え、坂下を通過し、豊久野、窪田、部田の浜を通つて安濃津に着き、念佛道場に宿を借りた。これが時衆道場かどうか不明だが、参宮直前に念佛道場に宿泊して忌まないところから、時衆道場の公算が大きいとされている。<sup>(23)</sup> 十六世紀前半成立の『真盛上人往生伝記』に

亦安濃津西来寺の西に時衆の寺あり。光明寺と号す。彼の寺の下女、<sup>(24)</sup> 上人自筆の名号を所持す。彼の寮焼失す。同じく是亦灰の中に嚴然として之あり。

とあることから、光明寺という時衆道場があつたことは確かであるが、これが『耕雲紀行』の言うところの「念佛道場」かどうかはわからない。また、『往古過去帳』の遊行十五代尊惠（貞治三年～一三六四）～永享元年（一四二九）～条からは、安濃津に多くの時衆が住んでいたことがわかる。<sup>(25)</sup> ともかく、安濃津は後に西来寺も建立されるように、寺院も立ち並ぶ「都市」であった。

応永二十九年（一四二二）九月に義持が参宮した際は、十八日草津での昼食に北近江守護六角持綱が、水口では南近

江守護京極持高が饗應し、十九日には関の新所に北方一揆・関左馬助持盛・雲林院・加太平三郎・長野右京亮満高が集まり、番である長野・雲林院が昼食の沙汰をしている。<sup>(25)</sup>また、同年八月に義持御台栄子が参宮の際は、二十五日に関の新所に関左馬助・長野・加太・雲林院が昼食の沙汰のためやつてきている。通常では坂下で饗應が行われたが、この時は新所で行われている。これは伊勢守護世保持頼の勢力にくさびを打ち込むためであろう。翌年十二月には伊勢国智積御厨の代官不法改易について、守護ではなく関左馬助・長野右京亮宛に管領奉書が発給されている。<sup>(26)</sup>饗應場所から遠く離れた国人も集められ、坂下よりも広く関氏の根拠地である新所で饗應が行われたが、世保氏が逐電した後は再び坂下で饗應が行われることになった。

こうした饗應の体制は、義満が参宮した応永九年（一四〇二）三月に安濃津で伊勢守護土岐大膳大夫入道（康行）が一献を構えたことが記されていることから<sup>(28)</sup>、将軍参宮が行われると同時に形成されたと考えられる。これは単に将軍が来たことによる義務からではなく、饗應を行うことによる利権の創出、すなわち領国支配の正当性を将軍から認めてもらうことを意味していたと考えられている。<sup>(29)</sup>饗應しているのは、守護家だけではなく、北方一揆・関氏・雲林院氏・加太氏・長野氏など、守護の介入を許さない政治空間を構築していた地域権力であり、応永二十九年の饗應以降、北伊勢の勢力地図がぬりかわることとなつた。

京都から伊勢に至る場合、公卿勅使や斎王などは現在の関町古厩より楠原・棕本を通り、安濃川に沿つて南下し、津市西郊の殿村に所在する宇本馬領付近に比定される市村駅に至つた。志登茂川に沿つて豊久野を通るルートが用いられるのは、『耕雲紀行』が史料上初めてであり、以後将軍参宮の際に一般に用いられるようになつた。<sup>(31)</sup>また、『康富記』応永二十九年（一四二二）四月に記録されているように、中原康富が参宮した際も、坂下から窪田を通つたことがわかることから、他の参宮者も安濃川沿いのルートではなく、豊久野を通る近代になつて伊勢別街道と呼ばれるルートをとつたようである。

これは、安濃津の發展にともない、安濃津に宿泊することを意図したルート変更だったのではないだろうか。『耕雲紀行』では、「こゝ、ハこの国のうちの一都会にて封疆もひろく、家のかすもおほくて、いどミところあり」のよう、安濃津は伊勢国内における「都會」で広く開けており、多数の家が建ち並び見所も多いと記している。『宗長日記』大永二年（一五二二）条によると、安濃津を訪れた連歌師宗長は、明応の地震により「此津十余年以來荒野となりて、四・五千軒の家・堂塔跡のみ。浅茅・蓬が杣、誠に鷄犬はみえず、鳴鴉だに稀なり」と荒廃した状況を記しているが、これにより地震以前は非常にぎわっていたことがうかがえる。

『耕雲紀行』によると、安濃津では土岐世保（康政）が御儲を営んでおり、伊勢国で伊勢守護が將軍一行を饗應するのは安濃津であった。『満済准后日記』応永三十三年九月十七日条では、義政參宮について、以下のように記している。

管領畠山滿家今日勢州下向云々、來廿日公方様御參宮之間、於阿野津御一獻等用意等用意為云々、守護初歟、

管領畠山滿家は応永三十三年に伊勢守護になつて以来初めての將軍饗應で、在京している伊勢北半國守護は將軍に先立つて安濃津へ下つて準備を整えることになつていていたようである。また、南半國守護は北畠氏が任じられていたが、その一族木造氏が將軍參宮に同道することが常だつた。安濃津—京都のルートは、かなりの交通量があり、為政者によつてかなり意識的に整備されたと推測されている。<sup>(2)</sup>

『義持公參宮記』応永三十年三月二十四日条からは、廣橋兼宣が參宮の際、安濃津の「瓶子屋」と号する宿屋に泊まつていることがわかり、屋号をもつた宿屋が存在していたことも注目される。『平家物語』で平忠盛を揶揄する言葉として、

忠盛、御前のめしにまはれければ、人々拍子をかへて、「伊勢平氏はすがめなりけり」とぞはやされける。此人々はかけまくもかたじけなく、柏原天皇の御末とは申ながら、中比は都のすまるもうとくしく、地下にのみ振舞なて、いせの国に住国ふかりしかば、其國のうつはものに事よせて、伊勢平氏とぞ申ける。

とあるように、伊勢といえば、「へいじ」「すがめ」を思い起<sup>こ</sup>させるほど、都の人々にとつて知られた物だったことがわかる。これら「へいじ」「すがめ」に相当するのは、古瀬戸<sup>前期</sup>の瓶子・壺、あるいは常滑焼・渥美製品などに見られる鳶口壺・広口瓶・水瓶・三筋壺の類で、伊勢で生産しているのではなく、尾張・三河産陶器類が伊勢を集荷地として京都方面へと搬送されたと考えられている。<sup>(33)</sup> そうした場所に立つ「瓶子屋」は安濃津にふさわしい屋号といえよう。安濃津には宿泊する場所が何ヶ所もあることから、大人数で参宮する場合に簡便だつたと思われる。

#### 四、伊勢参宮——宮川を越えて——

義持はその後、雲出川・櫛田川を越え、寒川・野原・岡・土大仏を通り、宮川に至る。宮川から南は神宮の領域と考えられており、ここを渡る際に穢は祓われなければならなかつた。この宮川は現在の宮川ではなく、宮川分流の清川であると考えられている。<sup>(34)</sup> 宮川には舟橋が渡してあつた。『耕雲紀行』ではその様子を、

しばらくありて宮河につく。こなたの河原にこしをたて、やすらふに、みなハしはるかにかけわたして、さかまくなみ、かけまくもかたしけなき神境、信心を、こす出家在家、輿をかきならへ、馬を引たて、そのかすをしらすなみゐたり。ミな河なみにおりたちて、行水すめり。水をくみよせさせて、手あらふ程、皇大神の本誓ニ、経咒を誦せず、仏法をいはす、三業をきよめて、一心をた、しくするのみなりといふ。これ神道にかきらす、まことに仏の一宇をとけハ、口をけかすこと三十年、自然にわか宗にかなへりとおほえて、

仏とも法ともいはし宮河にす、きて口のとかはきよめ

と記している。参宮者はみな川縁に降りたつて行水して身を浄めた。そしてこれより内は仏教に関するこことを口にするのも忌避された。

また、「義持公参宮記」応永三十年三月二十五日条では、「至<sub>一</sub>宮河<sub>一</sub>於<sub>一</sub>輿<sub>一</sub>前<sub>一</sub>行<sub>一</sub>水<sub>一</sub>於<sub>一</sub>綾井<sub>一</sub>笠宿<sub>一</sub>構<sub>一</sub>手<sub>一</sub>、采女進<sub>一</sub>祓<sub>一</sub>自<sub>一</sub>京都<sub>一</sub>所<sub>一</sub>持<sub>一</sub>、」

と記され、行水とともに京都から所持してきた祓を河水に流し、穢を祓っている。

応永三十一年十一月の『室町殿伊勢参宮記』では、

宮河を見わたし侍ればこゝかしこに人／＼なみゐたり。此河にてこりかくと申事は、さしも本説もなきよしを、社家のともがらも申侍るよしうけたまはりぬれども、なを塵勞をすゝぎ、心神をきよめんためてぞと覺侍れば、入みなみに河水をくみて身をきよむ。

と記されているが、宮川を渡るところには参宮者がそこかしこにいて垢離を搔いて身を清めている姿を書きとどめている。その行為は表面上の汚れを清めるためだけではなく、心神を清めるものであった。

時代をさかのぼるが、『遊行上人縁起絵（五）』第九巻では、時宗二祖他阿真教が時衆の徒をともなつて参宮した際の記録として以下のように記している。

〔正安三〕年十月の比、伊勢國へ入給。同十一月のはしめに、櫛田の赤御堂に逗留ありけるか、此次に太神宮へ参詣すへきよしの給けるを、凡當宮ハ僧尼参詣の儀たやすからざるうへ、如此遊行多衆の聖、宮中へ入給事いた其の例なし。且そこはくの尼衆の中にハ、月水等のけかれあるへし。又疥癩人等付したかひ奉れり。是又宮中へ入事禁制あり。かた／＼憚あるへしなと申輩侍けれども、追帰されん所まで參へしとて、疥癩の類をハ宮河の辺にとゝめをきて、自余の僧尼以下ハ皆引具て外宮へ詣給に、敢て制し奉人なし。

宮川を渡る際、尼の中には月經による穢がある人もいるだろうし、また癩病人も伴つてるのでどうしようかということになり、癩病人だけ残して参宮している。癩病人は中世社会においては、穢を身に背負った非人として差別されており、その姿態から一見して非人とわかつた。そのため癩病人だけは宮川のたもとに残しておくことになった。こうしたことからも、宮川から南が清浄な空間であるとの認識は誰しも認めるところだったことがわかる。そのため、將軍参宮の際も、ここで穢を祓う儀礼が行われた。

花山院長親は山田に着いて外宮に詣でるが、潔斎のためまず御池の水で手を洗う必要があつた。『室町殿伊勢參宮記』では、

まづ御池の水をむすび侍るほど、

契ありてむすぶ御池のみづからもとしへて神をたのむしるしと記述されている。そして外宮參宮ということになるが、その際、長親は出家の身だつたため、

れいの禁法なれハ、御まへの鳥居の外にて祈念す。

へたてしと神の心をたのむかなこえぬいかきはさすかなれともすゑの世のいまもまかれる枝ハなしむかしのたねの伊勢の神杉

のように、正宮の前に進むことはできず、鳥居の外おそらくは一の鳥居外で祈念している。

徳治元年（一一〇六）から同二年にかけて成立した後深草院二条の『とはづがたり』<sup>〔36〕</sup>では、正應四年（一二九二）に神宮参拝を行うが、そのときのこととして、

神館といふ所に、一、二櫛宜より宮人ども伺候したる。墨染の袂は憚りあることと聞けば、いづくにていかにと参るべきこととも知らねば、「一の御鳥居・御庭所といふ辺までは苦しからじ」と言ふ。所のさま、いと神々しげなり。

のようには、袈裟を着ての参拝は不可であると聞き、どこで参拝したらいいか神官に尋ねたところ、外宮は一の鳥居を入れた「御庭所」という広場までなら差し支えないだろうと教えられたとあるように、僧侶が正宮の前に至ることは基本的にできなかつた。

將軍參宮の様子については、応永三十年三月の『義持公參宮記』によると、義持は二十六日に山田に着き、外宮八櫛宜貞晴の館を宿所とした。将軍の宿所は山田の櫛宜邸であることが通例である。翌二十七日に出発の際、將軍御師で祭

主である大中臣通直が御祓を修し、束帶を着して騎馬で先導するが、その前には中間男が二人、將軍から内外宮に奉るための金作御劍を二腰持つて歩いた。

室町時代には、石清水八幡宮・北野社・祇園社などには將軍の祈祷をするための御師が存在した。足利將軍家の太神宮御師職が確認される最も古い史料は、この『義持公參宮記』<sup>(37)</sup>で、以後散見される。

室町時代の年中行事として、正月十一日に將軍は太神宮御師と対面するほか、他の月は一日に對面し、御師は祓を持参し將軍の立烏帽子の上に祓を頂戴させ、申次が祓を持って退出すると御師が挨拶した<sup>(38)</sup>。また、將軍參宮や祈祷の際に、御師の役割を果たしたのは祭主とその子弟であった<sup>(39)</sup>。

『義持公參宮記』や義教參宮のときの『建内記』嘉吉元年（一四四一）三月二十七日条によると、行列は、御師、殿上人およびその隨身、諸大夫、番頭六人、布衣侍六人、輿に乗った將軍、公卿およびその隨身、武家近習の輩の順であつた。將軍以外の人々は外宮の鳥居前で下馬し、鳥居の下で御祓をした。

また、両宮參宮の様子は、『氏經神事記』嘉吉元年三月二十六日条に詳しい。それによると以下のとおりである。

雨、公方御參宮、瑞籬御門ヲ被<sup>置</sup>開、一二五六七予十衣冠、自「北御門」參、一神主家ニ伝「御祈禱料所」在之、然之問於「御輿宿之際」御祓被<sup>レ</sup>進、仍束帶直ニ自「南御門」被<sup>レ</sup>參、御殿ノ西南上東面、蹲踞、三神主同御祈禱料所<sup>レ</sup>之、於「鳥居」御祓ヲ被<sup>レ</sup>進、束帶、依<sup>レ</sup>為老体「内院」ニ不<sup>レ</sup>參退出、公方様自「南鳥居」御參、前陣宮司束帶、共侍一人布衣、東ノ方ニ蹲踞、次御師束帶、共布衣、西方ニ蹲踞、公方奉物ノ金太刀ヲ所持、次公方様裾ヲ引テ御拝八度歟、公卿殿上人大明近□以下ハ皆御門ノ外祇候、同日今出川殿御參宮、北ノ御門ヲ被<sup>レ</sup>開、

將軍參宮の際は、瑞垣御門が開かれ、金作御劍を奉納した。当時の社殿には外玉垣や板垣などはなく、一般の參詣者は内玉垣南御門前で土座礼を行つた。それに比して將軍の場合は、公卿・殿上人などの輩がみな瑞垣御門の外で祇候している間、正殿の前まで進んで八度拝を行つた。そしてそこには正員繩宜が蹲踞していた。文正元年（一四六六）三月

二十日の義政参宮の際は、『氏経神事記』によると、大雨だつたため義政は瑞垣御門下にて八度拝をしている。

将軍が大刀・剣を奉納するのは、尊氏以来通例となつていて。これをおると、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）三月十五日条では、源義経が参宮し、所願成就のために、度々の合戦の際に帶びていた金作剣を奉納したり、『吾妻鏡』文治三年正月二十日条では、征夷大將軍源頼朝は、義経反逆を平定するための祈祷を神宮に依頼するが、その際、舍鹿大夫先生を使として、神馬・砂金とともに、御剣二腰を奉納したことを記している。武士にとつて剣を奉納することは、自分の身を捧げることであり、神宮を非常に崇敬していたことを示している。<sup>(40)</sup>

こうして外宮参宮が終わると、将軍は再び輿に乗り、祭主に導かれて内宮に向かい、外宮と同様に剣を奉納して八度拝を行う。そして、両宮の参拝が終わると宿所である櫛宜邸に戻り一泊し、翌日京都に向かつて出立するというのが通例である。義満は京都への帰り道、長谷に寄つたりしているが、帰りも同じ道をたどつて戻ることが普通であった。

『耕雲紀行』では、宮川を渡つた後、斎宮跡を通り、雲津川のほとりの星逢、綾藺笠を通り、再び安濃津の道場で宿し、関の三つ子塚を通り、近江の水口に泊まり、石山寺に詣で、逢坂を越え、京都に戻つた。帰りの道中では、行きのようになつた。

将軍は伊勢から戻ると、精進屋に行き、風呂に入つた。そして、無事に参宮が済んだ御祝として、公卿らが群參し、太刀を献じ、一献があり、申歌や連歌などが行われた。そしてその翌日には護持僧が御所に参り将軍と対面した。このようにして将軍参宮が行われたのであつた。

## おわりに

足利将軍の伊勢参宮は、出発前精進屋での忌み籠もりや参宮道中における日々の潔斎など、おそらくは院政期上皇による熊野詣を参考に行われた。しかし熊野詣とは異なり、七日間前後と短い期間で行うことができ、道も比較的平坦であるので、肉体的にも金銭的にも容易に行うことができた。また、熊野詣が現世利益や後生安穏などの信仰面が強いのに対し、将軍参宮の場合は、政治的意味合いが大きい。

足利将軍参宮をうけて、有力者・高位者の参宮が開始され<sup>(41)</sup>、足利家の家臣山名・一色・武田・細川・畠山の諸氏も将军の参拝にならつて参拝を行い<sup>(42)</sup>、国人層・地侍層にまで広がつていった。これにともなつて街道の整備や関所の停止が行われたことも参宮者の増加に寄与した。

室町初期に作成された『塙囊鈔』に、「和国に生を受くる人、伊勢神宮へ参詣すべき事勿論」とあり、庶民にとつても伊勢参宮が重要な意味を持ち、すでに盛んに行われていたことを示しているが、天正十三年（一五八五）ルイス・フロイスは、「同所（神宮）に行かざる者は、人間の数に加へられぬと思つてゐるやうである」と、広く貴賤の間で参宮が行われていることを述べている。この背景には、御師の活動や伊勢講の展開があつたが、これらも将軍参宮を契機として、次第に庶民まで参宮を行うようになつていったのであつた。

また、室町時代になると、天照大神が日本の鎮守であるとする考え方方が社会全体に広がり、神宮側はしきりに取り締まろうとするものの、病氣直しなどの神として伊勢の神が流行神となつて祀られ、神明社が各地に急速に広がつていつた。この時期伊勢信仰は急速に大衆化したのである。<sup>(43)</sup>

本稿では、義持参宮の具体的側面を中心に述べたが、足利将軍にとつて伊勢参宮とはどのような意味を持つていたのか、さらに考察を深めていきたい。

【注】

- (1) 『群書類從』 神祇部  
(2) 『群書類從』 神祇部  
(3) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』（吉川弘文館、一九六二年）四九五頁。  
(4) 『長寛勘文』（『群書類從』 雜部）  
(5) 賴朝と神宮との関係については、鎌田純一『中世伊勢神道の研究』（続群書類從完成会、一九九八年）などに詳しい。  
(6) 『大日本史料』六一一〇貞和二年十月二十六日条。『大神宮叢書 神宮參拝記大成』にも所収。  
(7) 二木謙一「足利將軍の大神宮參詣」（瑞垣）一〇九、一九七六年。  
(8) 恵良宏「足利義満と神宮」（瑞垣）一七三、一九九六年。以下の願文もこの論文で紹介されている。  
(9) 今谷明『室町の王権』（中央公論社、一九九〇年）八六頁。  
(10) 村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」（安田元久先生退任記念論集刊行会編『中世日本の諸相 下』吉川弘文館、一九八九年）  
(11) 『神道大系』 文学編参詣記（神道大系編纂会、一九八四年）所収。『大神宮叢書 神宮參拝記大成』（神宮司庁、一九三七年）  
にも所収。  
(12) 『神道大系』 文学編参詣記所収。『大神宮叢書 神宮參拝記大成』にも所収。  
(13) 『大神宮叢書 神宮參拝記大成』 所収。『続群書類從』 紀行部にも所収。  
(14) 萩原龍夫前掲書、五九〇頁。  
(15) 『看聞日記』応永二十七年九月八日条、『康富記』『師鄉記』 同年九月九日条。  
(16) 新城常三『新稿社寺參詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九八二年）四二三頁。  
(17) この時期の護持僧については、森茂曉『室町時代の五壇法と護持僧—足利義持・同義教期を中心に—』（『芸林』五二一、一〇〇三年）に詳しい。  
(18) 『氏経卿引付』五一一一七（『三重県史資料編中世一上』）  
(19) 『氏経卿引付』五一一一八（『三重県史資料編中世一上』）  
(20) 将軍出行の際の乗物については、二木謙一「足利將軍の出行と乗物」（小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世

政治社会の研究』統群書類從完成会、一九九一年）に詳しい。

- (21) 『耕雲紀行』の注釈として、稻田利徳『耕雲紀行』注釈（一）～（五）』（『岡山大学教育学部研究集録』一〇五～一〇九、一九九七～八年）がある。
- (22) 金井清光「真教の遊行と時衆の展開」（『時衆教団の地方展開』東京美術、一九八三年）
- (23) 引用は天台真盛宗宗学研究所編『真盛上人往生伝記』（天台真盛宗宗学研究所出版部、一九七二年）による。
- (24) 金井氏前掲論文。
- (25) 『花宮三代記』応永二十九年九月条
- (26) 『花宮三代記』応永二十九年八月条
- (27) 稲本紀昭「関氏関係史料集成」（『史跡正法寺山荘跡発掘調査・整備報告 昭和60・61年度』関町教育委員会、一九八七年）、『美里村史』（美里村、一九九四年）
- (28) 『吉田家日次記』応永十年十月二十五日条（『大日本史料』七一六）
- (29) 矢田俊文「室町・戦国時代と北畠氏」（『伊勢北畠氏と中世都市・多気』（美杉村教育委員会、二〇〇一年）
- (30) 岡田登「伊勢国市村駅家所在地考」（『皇學館論叢』一三一六、一九八〇年）
- (31) 平松令三「伊勢別街道の歴史的特性」（大和街道・伊勢別街道・伊賀街道—歴史の道調査報告書—）三重県教育委員会、一九八三年）
- (32) 安濃津に関しては、伊藤裕偉「中世安濃津の交通路と物流」（三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』吉川弘文館、二〇〇〇年）をはじめとした伊藤氏の一連の研究が参考になる。
- (33) 伊藤裕偉前掲論文
- (34) 西山克「豐受大神宮遠四至」（『道者と地下人』吉川弘文館、一九八七年）
- (35) 宮次男・角川源義編『遊行上人縁起絵』（角川書店、一九七九年）
- (36) 『とばずがたり』（新日本古典文学大系）（岩波書店、一九九四年）
- (37) 神宮の御師職については、芝本行亮「太神宮御師職と大中臣氏」（『神道史研究』四九一三、二〇〇一年）に詳しい。
- (38) 横口元巳「室町将軍の三百六十日（一）～（四）」（『神戸商船大学紀要文化論集』四四～四七、一九九五～九八年）

- (39) 岡田莊司「中世の大中臣祭主家」（藤波家文書研究会編『大中臣祭主藤波家の研究』、続群書類從完成会、一九九三年）  
(40) 『南方紀伝』に、嘉吉元年三月二十日、義教參宮のときのこととして、以下のよきな記述があるのは興味深い。將軍參宮には政治的意図もあった。

大雨降る、物怪あり、まづ輿に入る、剣（髪切、袋に入）あやまりて異物なり、草（草津）つにこれを見付て驚き、飯尾肥前守を都にかへし誠の剣をとりよする、水口に至りて是を奉る、此太刀將軍家常に身を放ち給はず、是を忘る、事いぶかし、將軍參宮後勢州の堺目を改らる、將軍此度參宮の内意は、國司もし義昭僧正をかくし、逆臣ある歟をうかゞひ、しからば自身國司を退治せんためなり、

- (41) 宮地直一「神道史」下巻（二）（理想社、一九六三年）附録「神道史講義案」第二章第四節。  
(42) 大西源一「參宮の今昔」（神宮文庫、一九五六年）八一〇八八頁。  
(43) 濑田勝哉「伊勢の神をめぐる病と信仰」（『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年）